

## 三者技術調整会実施要領

### (目的)

第1条 公共工事の施工にあたり発生する工事現場毎の技術的諸問題について、発注者（県土木部）、委託請負者（コンサルタント）及び工事請負者（建設・施工）の三者が合同で技術交流・意見交換等の会議を実施するため、三者技術調整会（以下「技術調整会」という。）を設置する。技術調整会では調整事項に係る問題点の把握及び検討を図るとともに関係機関技術職員の技術向上を図ることを目的とする。

### (対象工事)

第2条 技術調整会を設置する工事は、現場条件が特殊であり、施工に要する技術が新規又は高度であるなど、以下のいずれかにあてはまる工事を対象とする。

ただし、技術調整会の導入効果が少ない工事と判断されたものは除く。

- (1) 構造計算を伴う重要構造物を主体とする工事
- (2) 新技術を採用している工事
- (3) 現場条件が特殊な工事（地盤条件、水理条件等）
- (4) その他、施工上の情報共有や意見交換等が必要な工事
- (5) 工事請負者が希望する工事で発注者が特に必要と認める工事

### (事務局)

第3条 技術調整会の事務局は、発注機関に設置するものとする。

### (構成員)

第4条 この技術調整会の構成員は、次のとおりとする。

- (1) 発注者：総括監督員、監督員及び必要により事業担当課職員等
- (2) 委託請負者：当該工事設計業務の管理技術者、照査技術者、担当技術者等
- (3) 工事請負者：当該工事の現場代理人、主任技術者、監理技術者等

なお、必要に応じて専門の工事業者等を参加させることができるものとする。

### (開催の時期及び回数)

第5条 工事請負者が工事施工前の現地踏査、事前測量を実施し、設計図書の照査が終了した時点で、監督職員に照査結果及び質問書を工事打合簿により提出し、技術調整会開催の要請後、発注者において日程等の調整を行ったうえで開催する。

なお、開催回数は原則1回とし、現場条件の特殊性等に応じ、発注者の判断により複数回開催することができるものとする。

### (調整事項)

第6条 技術調整会での調整事項は次のとおりとする。

- (1) 工事請負者による設計図書の照査結果報告、質問書の説明
- (2) 発注者、委託請負者による質問書に対する回答
- (3) 委託請負者による設計意図の説明
- (4) 施工における留意点等の確認
- (5) 工事の円滑な執行を図るための意見交換
- (6) その他（三者において調整事項を要すると判断される事項の確認）

**(費用の負担)**

第7条 技術調整会の開催に係る費用は、発注者が負担する。

(1) 委託請負者に対する費用：発注者が当該工事の技術管理費に計上（ただし間接工事費対象外）し、工事請負者が委託請負者へ支払うものとする。

(2) 工事請負者に対する費用：工事打合せに含まれるため、計上しない。

**附則**

この実施要領は、平成21年12月1日から施行する。

この実施要領は、平成29年4月1日から施行する。